

令和4年3月30日  
スポーツ庁

「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」への不祥事案の報告について

下記について、「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」（令和4年3月30日）に不祥事案として報告します。

記

団体名：公益財団法人日本バレーボール協会

事案：ビーチバレーボール国際大会でのキャンセルミスに伴う診断書偽造にかかる事案

## 「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」へ報告する不祥事事案の概要

団体名：公益財団法人日本バレーボール協会（JVA）

事案：ビーチバレーボール国際大会でのキャンセルミスに伴う診断書偽造にかかる事案

### 事案の概要

- 令和2年1月に開催されたビーチバレーボールの国際大会への参加キャンセルミスに伴い不都合が生じることを恐れ、協会職員が診断書を偽造し、国際バレーボール連盟へ提出した。
- 会長などのJVA幹部は、上記の不正行為を把握しながら、監事、理事会、コンプライアンス委員会に報告せず、キャンセルミスに関する記者会見の場でも積極的に公表しなかった。
- 外部からの問い合わせにより発覚し、第三者委員会による調査が行われ、その報告を踏まえ、令和4年1月に理事会において会長、業務執行理事の解職等の処分が行われた。

### 円卓会議への報告

当該事案については、以下のとおり「円卓会議に報告する不祥事の基準」（令和3年6月30日付）に合致するため、円卓会議に報告する。

	基準の項目	合致する理由
(1)	本基準の策定（令和3年6月30日）後に（3）における認定、又は勧告があった事案であること。	令和3年12月17日付JVAの第三者委員会の報告書によって <u>認定</u> されている。
(2)	事案対象者が、事案発生時に強化指定選手、ナショナルチームメンバー、強化スタッフ又はNFにおいて管理職以上の地位にある者のいずれかに該当すること。	JVAの <u>会長</u> 、 <u>事務局長</u> 、 <u>事業本部長</u> 等が関与している。
(3)	以下の①又は②に該当すること。 ①違法行為、ハラスメント、不正行為等について、NFのコンプライアンス委員会、第三者委員会、統括団体の加盟団体審査委員会等（以下、総称して「調査担当委員会等」という。）が調査した結果、それらが認定されたもののうち、調査担当委員会等により、NFにおけるガバナンスコードに基づく取組が適切に行われ、一過性の個人的な不祥事など、当該NFの管理体制の不備が当該事案の発生の主たる要因ではなかった等の特段の事由が認められなかったもの。なお、NFと統括団体の認定に齟齬がある場合は統括団体の認定を、1件の事案で複数の調査担当委員会等があり、その中で第三者委員会がある場合は、第三者委員会の認定を優先するものとする。 ②公益認定等委員会から法律に基づく勧告を受けたもの。	<u>第三者委員会</u> が、本事案について <u>以下の通り認定</u> している。 ・「公益法人であるJVAにおいて、その業務に関して本件診断書の <u>偽造の事実を認識したにもかかわらず、これを監事や理事会あるいはコンプライアンス委員会に報告等しなかった</u> 」 ・「この一連の無責任というべき対応の原因は、 <u>不正や不祥事が発生した際、これを自ら厳しく律し、是正していくためのガバナンス体制が明確に構成されていなかった</u> といえる」

### 今後の対応

- JVAは既に新しい会長を選出するとともに、第三者委員会からの提言等を踏まえた再発防止策等について、令和4年3月末を目途に公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）へ報告することとしている。
- JOCは、JVAから報告のあった再発防止策等について確認するとともに、再発防止策等に基づく取組状況を注視し、適宜ガバナンス改善に向けたフォローを行うこととしている。

## 円卓会議に報告する不祥事の基準について

令和3年6月30日

円卓会議に報告する不祥事とは、以下の（１）～（３）の全てに当てはまる不祥事とする。

- （１）本基準の策定（令和3年6月30日）後に（３）における認定、又は勧告があった事案であること。
- （２）事案対象者が、事案発生時に強化指定選手、ナショナルチームメンバー、強化スタッフ又は NF において管理職以上の地位にある者のいずれかに該当すること。
- （３）以下の①又は②に該当すること。
  - ①違法行為、ハラスメント、不正行為等について、NF のコンプライアンス委員会、第三者委員会、統括団体の加盟団体審査委員会等（以下、総称して「調査担当委員会等」という。）が調査した結果、それらが認定されたもののうち、調査担当委員会等により、NF におけるガバナンスコードに基づく取組が適切に行われ、一過性の個人的な不祥事など、当該 NF の管理体制の不備が当該事案の発生の主たる要因ではなかった等の特段の事由が認められなかったもの。なお、NF と統括団体の認定に齟齬がある場合は統括団体の認定を、1 件の事案で複数の調査担当委員会等があり、その中で第三者委員会がある場合は、第三者委員会の認定を優先するものとする。
  - ②公益認定等委員会から法律に基づく勧告を受けたもの。